

宮城県賃貸住宅供給促進計画

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に基づき、宮城県賃貸住宅供給促進計画を次のとおり定める。

1 宮城県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

（１）住宅確保要配慮者の範囲

法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める者及び同法施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号。以下「施行規則」という。）第 3 条第 1 号から第 10 号までに定める者のほか、妊娠している者がいる世帯、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）、UIJ ターンによる転入者のほか、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者を住宅確保要配慮者とする。

（２）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

イ 公的賃貸住宅

住生活基本法第 17 条第 1 項の規定に基づく宮城県住生活基本計画（以下「住生活基本計画」という。）に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、その他の公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

ロ 法第 10 条第 5 項に規定する登録住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

2 目標を達成するために必要な事項

（１）住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

住生活基本計画及び宮城県県営住宅ストック総合活用計画を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

（２）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

イ 登録住宅（共同居住型住宅以外）の規模に関する基準について

施行規則第 11 条の「25㎡」は「18㎡」とする。

ただし、令和 3 年 11 月 30 日までに竣工されたものである場合に限る。

ロ 共同居住型住宅の登録住宅の規模に関する基準について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第11条ただし書及び第12条第2号ロの国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号）第2条第1号のとおりとする。

ハ 登録住宅（共同居住型住宅以外）の設備に関する基準について

施行規則第12条第2号イのとおりとする。

（3）住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

登録住宅を含む賃貸住宅について、適正な維持管理や計画的な維持修繕が実施されるよう、賃貸人等に対する啓発を図る。

3 計画期間

平成29年10月25日から令和8年3月31日までとする。